

健康保険被扶養者（異動）届の取扱いの変更について

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除制度の見直しが行われ、健康保険被扶養者（異動）届の取扱いが、一部変更されました。ご確認をよろしくお願い致します。

【変更点】

1. 被保険者（※税法上の居住者）の合計所得が 1,000 万円（給与所得のみの場合は、給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合
 所得税法上の控除対象配偶者に該当しないため、事業主の確認をもって収入確認のための証明書類の添付を省略することができなくなり、証明書類の添付が必要になります。
2. 被保険者（※税法上の居住者）の合計所得が 1,000 万円以下の場合
 所得税法上の控除対象配偶者となる場合は、事業主の確認をもって収入確認のための証明書類の添付を省略することができます。

【被扶養者とは】

1. 被保険者の直系尊属、配偶者（戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、弟妹、兄姉で、主として被保険者に生計を維持されている人
 ※被保険者の収入により、その人の暮らしが成り立っていることをいい、かならずしも、被保険者といっしょに生活をしていなくてもかまいません。（別居可）
2. 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人
 ※「同一の世帯」とは、同居して家計を共にしている状態をいいます。（要同居）
 - ① 被保険者の三親等以内の親族（1. に該当する人を除く）
 - ② 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
 - ③ ②の配偶者が亡くなった後における父母および子
3. 生計維持の基準について
 主として被保険者に生計を維持されているとは
 - <同居の場合>
 - ① 認定対象者の年収が 130 万円以下（年収は年金収入、雇用保険の給付を含むすべての収入）
 - ② 認定対象者の年収が被保険者の収入の 1/2 未満（例：年収 100 万、被保険者の収入 400 万）
 - <別居の場合>
 - ① 認定対象者の年収が 130 万円以下（年収は年金収入、雇用保険の給付を含むすべての収入）
 - ② 認定対象者の年収が被保険者からの援助による収入額より少ない（例：収入 100 万、被保険者からの仕送り 120 万）

※認定対象者が 60 歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は「年収 130 万円未満」を「年収 180 万円未満」に読み替えてください。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
 長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

